2　権利の変更及び弁済方法

別表10「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記②を選択したものとみなす。）、①確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物（対象物件の使用権）を更生担保権者に代物弁済する。

但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、対象物件について管財人に管理権限がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。

なお、リースに係る更生担保権における代物弁済は、更生担保権者に当該対象物件の占有を移転（指図による占有移転及び占有改定を含む。）した時にその効力を生じる。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付・弁済方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権は、以下のとおりである。

届出債権額　2,658,545円

（内訳）

本税等　2,653,445円

更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　5,100円

更生手続開始決定日から完納に至るまでの延滞金等　額未定

別表11

債権者数　５名

２　権利の変更及び納付方法

更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があったときは、その決定の日。）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金、及び、更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞税、利子税又は延滞金の全額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

別表11記載の債権者に対しては、前記免除後の金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに、一括して納付する。

第２　労働債権

優先的更生債権に該当する労働債権は存在しない。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　総論

確定した一般更生債権は以下のとおりである。

確定更生債権額

174,495,725円及び額未定

別表12

債権者数　24名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

⑴　更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については全額につき免除を受けた上で、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額（但し、確定一般更生債権のうち預金等質権の被担保債権となった額を除く。）のうち、①３万円を超え2000万円以下の部分について当該部分の86.5％に相当する額につき、②2000万円を超える部分について当該部分の88.5％に相当する額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

⑵　別表12記載の債権者に対しては、上記免除後の金額について、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する（元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金のうち３万円以下の部分については、当該部分の確定更生債権額の全額を弁済する。）。

２　追加弁済

⑴　上記１の第１回弁済後、更生会社が保有する流動資産及び固定資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

⑵　追加弁済における弁済額は、次のとおり定める。

⑴の弁済資金を、別表12「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から前記１に基づく弁済額を控除した額で按分して弁済する。

⑶　追加弁済は、管財人が指定する日に実施する。

⑷　追加弁済が実施された場合、前記１の免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所及び弁済費用の負担

１　金銭による弁済について

本更生計画による弁済（代物弁済を除く。）は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。

弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　代物弁済について

代物弁済は、対象物件が存在する場所において行う。なお、代物弁済に基づく対象物件の引渡に要する費用は更生担保権者の負担とする。

第２　放棄・取下債権の取扱

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下後の債権額を基準として適用する。

第３　債権譲渡等の取扱

更生手続開始決定日の翌日以降に更生債権又は更生担保権の移転があった場合には、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合、新旧権利者は、移転後の債権額（但し、開始後の利息・損害金を除く。）に応じて、免除額を按分負担し、移転後の各弁済額を按分取得する。

第４　端数処理、弁済充当の順序

更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、弁済額につき１円未満の端数は切り上げる。

また、弁済する更生担保権または更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第４章　未確定更生担保権等に対する措置

第１　更生担保権査定の申立て

別表16「未確定更生担保権一覧表（更生担保権査定申立て）」記載の債権者から届出がされた更生担保権について、管財人が、同表の「更生担保権として認めない額」欄記載の額についてはこれを認めず、「一般更生債権として認めた額」欄記載の額については更生債権として認めたため、同表の債権者から「更生担保権査定申立額」欄記載の額について更生担保権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２　未確定更生担保権等の措置

１　未確定更生担保権

別表16「未確定更生担保権一覧表（更生担保権査定申立て）」記載の債権者に対しては、更生担保権額が確定するまでは更生担保権及び更生債権（更生担保権として認められないことに基づき更生債権となるものを含む。）の弁済を行わない。